

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：防災費 目：防災総務費

事業名 広域防災拠点事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

危機管理部 防災課 地域支援係 電話番号：058-272-1111 (内 2746)

E-mail：c11115@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,051 千円 (前年度予算額：2,406 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,406	0	0	0	0	0	0	0	2,406
要求額	1,051	0	0	0	0	0	0	0	1,051
決定額	1,051	0	0	0	0	0	0	0	1,051

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

<職員用備蓄>

- ・職員用備蓄は、県業務継続計画 (BCP) において各自で確保することが前提となっているほか、流通備蓄などで確保することとなっている。
- ・東日本大震災では、物資が1週間届かなかった事例も発生しており、職員の災害対応業務に支障が生じない程度の備蓄を行うことが必要。
- ・真っ先に被災地に派遣される「職員派遣チームは、被災地に迷惑をかけるという意味での「手弁当持参」が鉄則であり、早期整備が急務。
- ・平成26年度に本部連絡員、支部員、緊急支援隊分と、県庁及びふれあい福寿会館、各総合庁舎へ避難してきた県民分、平成27年度に緊急対策チーム分、平成28年度には東濃、恵那、飛騨支部 (県事務所) 分、平成29年度には中濃、可茂支部 (県事務所) 分、平成30年度には岐阜、西濃、揖斐支部 (県事務所) 分を整備。
- ・令和元年度以降は、過去に配備した食料、飲料水が賞味期限切れとなるため、順次配備を行う。

<県民用備蓄>

- ・県施設に緊急的に避難してきた近隣住民を庁外へ排除することは人道的

な面からも難しく、一時的に受けざるを得ない状況になると思われるが、県施設に避難者が滞留すると、災害対応業務などの重要業務が中断する恐れがあるため、早期に指定避難所に移動してもらう必要がある。

- ・また、庁舎開庁日に地震が発生した場合には、多くの帰宅困難者が発生し、そのまま庁舎内に留まることが予測される。
- ・そのため、緊急的な避難者が指定避難所に移動できるまでの必要分について、県施設に物資を現物備蓄することにより、避難者を支援する。

(2) 事業内容

○職員用の食料等備蓄整備 1,051 千円

- ・令和元年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国を挙げて食品ロスに取り組むなか、更新した備蓄品を有効活用するため、5 年間の保存期限のところ 4 年での更新とし、1 年間、食料備蓄の啓発用に有効活用する。このため、今年度は、平成 29 年度に購入した職員（中濃、可茂、航空センター分）備蓄についても、新たに購入し配備をする。

(3) 県負担・補助率の考え方

職員用の食料等備蓄

- ・県災害対策本部、支部体制業務に努める職員分は、県負担で実施

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
需用費	1,051	職員用の食料、飲料水等購入費
合計	1,051	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 岐阜県地域防災計画
一般対象計画 第 2 章災害予防
(第 1 節 総 則、第 17 節 必需物資の確保対策)
- 岐阜県地震防災行動計画

- 16 災害対策本部の初動体制強化
 - ・災害対策本部機能の確保
 - ・備品の整備、災害対策本部要員の水・食料の備蓄
 - 23 救急・救助等の受援体制の整備
 - ・他都道府県との連携
 - 28 食料・物資の供給体制の整備
 - ・物資集積拠点の整備
 - ・備蓄物資の計画策定
 - ・家庭、事業所の備蓄の推進
 - ・3日分程度の食料・水・医薬品及び携帯トイレ等の備蓄
 - ・食料・物資の受援体制の整備
 - ・栄養バランスや、特別な配慮が必要な人（食物アレルギー、乳幼児、飲み込むことが困難など）への食料配布の研究
 - 31 「超」広域災害に対する受援・支援対策の推進
 - ・県を跨ぐ広域防災拠点の整備の検討
- 長期構想「希望と誇りの持てるふるさと岐阜県を目指して」
- 第5章 公の力で災害時に個人・地域を支える環境をつくる

（2）国・他県の状況

職員用の食料等備蓄

県名	職員用備蓄	考え方
岐阜県	あり	災害対策本部員、支部員、緊急支援隊、緊急対策チーム（1,658人）分を現物備蓄 * 3日×3食
愛知県	あり	災害対応に従事する全職員分を現物備蓄 * 3日×3食
三重県	あり	災害対応に従事する全職員分を現物備蓄 * 3日×2食
静岡県	あり	災害対応に従事する全職員分を現物備蓄 * 3日分想定

（3）後年度の財政負担

- ・年ごとに、期限が近づく備蓄品について順次更新していく。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

南海トラフ巨大地震といった「超」大規模災害に備え、職員用及び県民用の必要な備蓄を調達しておく。

期限切れが近い備蓄資機材・食料を有効活用し県民の備蓄の意識についても向上させることを促進していく。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率
資機材整備	なし (H25)	8支部 (H26～H30)	8支部 (R2)	8支部 (R3)	100%
県民・職員用 備蓄	なし (H25)	3,545人分 (H26～H30)	3,545人分 (R2)	3,545人分 (R3)	100%

○指標を設定することができない場合の理由

--

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

平成26年度に、災害対策本部の指揮下において災害対策に直接従事する職員（本部員、支部員、緊急支援隊532人分）の食糧等備蓄、また、避難所に指定されていない県施設へ県民が避難した場合用に、1,887人分の食糧等備蓄を確保、平成27年度には、緊急対策チーム分（280人分）の食料等備蓄を確保、平成28年度には、東濃、恵那、飛騨支部（県事務所）分（300人分）の食料等備蓄を確保、平成29年度には、中濃、可茂支部（県事務所）分等（251人分）の食料等備蓄を確保した。平成30年度には、岐阜、西濃、揖斐支部（県事務所）分（295人分）の食料等備蓄を確保した。令和元年度には県民用備蓄（1887人分）、本部員、支部員、緊急支援隊（532人分）を更新した。令和2年度には、平成27年度・平成28年度整備食料について更新（予定も含む）。

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
緊急対策チーム、支部職員（東農、恵那、飛騨）分の食料備蓄を更新計画の通り更新した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価) ○	・県施設に緊急的に避難する近隣住民のため、指定避難所に移動してもらう間に必要な分だけ現物備蓄で確保することは必要であり、県が取り組むべき事業である。 ・県施設にある程度の備蓄を確保することにより、対応する職員の負担を軽減し、避難者の生活を支援するとともに、災害対応業務などの重要業務が中断することを防ぐことが必要である。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	・超大規模災害の発生時に、喫緊で職務に従事することが予定される職員の食糧備蓄が確保された。 ・大規模災害時に、県施設へ緊急的に避難してくる県民に対する食糧備蓄が確保された。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価) ○	毎年度更新すべき数量計画があり、計画的に事業を実行できている。

(今後の課題)

- ・食料更新後期限が近づく食料の有効活用法を実施する。
- ・災害時に備蓄品を消費した際の既存の備蓄更新計画の見直しの実施。

(次年度の方向性)

- ・引き続き計画通りに備蓄品を更新していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	